

玉野市庁舎電話設備構築設計業務委託仕様書（案）

1 業務委託名称 玉野市庁舎電話設備構築設計業務委託

2 業務の目的

玉野市庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）において、庁舎を整備するにあたっては、これから新しい働き方に対応した執務環境の実現を目指すこととしている。

そこで、多様な働き方に柔軟に対応し、市民サービスを支える職員の生産性向上につなげ、場面や場所にとらわれないスムーズな電話対応等を通じた市民サービス向上に資する電話設備を構築すること及び調達・施工を円滑かつ着実に実施することを目的とするものである。

3 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

4 履行場所 岡山県玉野市宇野一丁目27番1号

5 業務内容

（1）プロジェクト管理

速やかに、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成のうえ、市に提出し、市の承認を得るものとする（仕様書等に定めのない業務計画については、協議事項とし、適宜追加するものとする。）。なお、業務計画書を提出後に変更がある場合は、変更後の業務計画書を提出し、再度、市の承認を得るものとする。

ア 業務実施方針

イ 業務工程計画

ウ 業務実施体制（業務担当表、連絡体制、連絡先）

エ 実務担当者（氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験等）

オ その他市が必要とする事項調査業務

（2）設計業務

ア 電話設備環境の構築に向けた設計業務

（ア）本設計業務における成果物は、主として基本設計書とする。基本設計書は、次年度以降の調達・施工事業者の選定時に用いることから、特定企業のサービス等に偏ることのない、公正かつ、認証認定された技術及び用語の記述により構成すること。

（イ）基本設計書の作成にあたっては、安定性及び将来性のある環境が求められるよう検討すること。

（ウ）現庁舎から新庁舎への移転に関して確実性のある移行方法を検討すること。

（エ）新庁舎における電話設備を安定運用させるための保守要件を検討すること。

イ 調査業務

（ア）基本設計書を作成するにあたり、現行施設の運用や機器の設定情報、移転後の運用想定・ニーズを把握するため、職員に対する調査（ヒアリングを含む。）を実施すること。

（イ）現在の電話設備の構成（市その他施設との接続構成など含む。）の確認を行い、必要に応じて設計に反映すること。

（ウ）履行期間において、採用予定の技術や機器などに関し、仕様や運用方法について更新・変更などがないか、適時動向を調査し、設計に反映すること。

ウ 資料の提供等

（ア）市の会議等で必要な、電話設備の比較検討に関する資料を適宜提供すること。

（イ）必要に応じて新庁舎の設計・施工者が開催する会議に出席すること。

（ウ）必要に応じて会議を開催し、情報を共有すること。

（3）共通事項

ア 市との協議において決定した方法に従い、情報の管理・更新・運営を行う。

6 成果物

成果物は、次の表のとおり業務内容に即した業務報告書を取りまとめ、その他の成果品項目や各成果物の詳細は協議の上決定するものとする。

提出方法は、A4版ファイル（必要に応じてA3版）に綴じ込んだ紙媒体2部と、電子媒体（CD-R等）にて納品すること。なお、電子媒体のファイル形式は別途協議すること。

業務	成果物
プロジェクト管理	業務計画書
設計業務	現行施設の調査結果と新庁舎での必要施策
	上記以外の調査結果
	設計図書、及び付随する図書
	次年度以降の概略設計及び予算の試算
共通事項	設計検討における各種資料・議事録作成

7 受託者における秘密の保持、データ管理等

（1）受託者は、この契約の履行により知り得た受託業務の内容の一切について、市の承諾なしに第三者に提供等してはならない。契約期間終了後も同様とする。

（2）受託者は、本業務に関して提供を受け、又は取得したデータ等について、本業務以外の目的に使用してはならない。

（3）受託者は、情報の取扱い等に関する法令、その他関係規定を遵守し、本業務に従事する者への管理・指導を徹底すること。不適切な取扱いによって情報の漏えい等の事態が発生した場合には、受託者として必要となる損害賠償、補償、今後の各種対応について、全般的に責任を負うものとする。

8 成果物の利用、及び著作権

- （1）本契約により市に納品された成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。
- （2）市は、本業務の成果物の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 支払方法

- （1）市は、履行検査確認後、受託者からの請求により一括して支払う。

10 その他・特記事項

- （1）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、適宜、市と受託者が協議して決定するものとする。